

長与町農業委員会議事録

令和7年6月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会

令和7年6月農業委員会総会

1. 日時 令和7年6月25日（火） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農業委員会委員 欠席（1名） 5番 渡邊 章三

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
5番 増田 博光	6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

6. 農地利用最適化推進委員 欠席（1名） 4番 山口 正則

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第5	第1号報告 農地転用専決処分について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席者は、5番 渡邊 章三 委員と山口 正則 推進委員の2人です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年6月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。7番 坂口 吉晴 委員、8番 池田 八千代 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が1件。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が1件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.1をご参照ください。1枚目・2枚目が就農計画、3枚目営農計画書、4枚目が現況写真となっています。

整理番号 7

申請地 長与町吉無田郷（地番）

地目 畑

面積 232 m²

農地区分は、農用地区域 外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町吉無田郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町高田郷 （地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。

新規就農者となります

備考欄に記載のとおり、譲受人は、昭和55年頃から申請地を借りて野菜を耕作しており、今回正式に申請地を購入するため申請を行います。また、家庭菜園程度を目的としており、出荷・販売等は予定していません。

労働力は2人です。市街化区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

6月16日午前10時から、崎山職務代理、事務局2名と私、そして（譲受人）親子で現地確認を行いました。事務局からの説明のとおり、以前から、この農地を借りていたそうで、現在も野菜を栽培されていることか、何の問題ないと思います。以上です

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

1枚目が現況写真、2枚目が配置計画図となっています。

整理番号 1

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 畑

面積 317 m²

農地区分は、農用地区域 外となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

使用借人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、期間を永久とした使用貸借権の設定です。

転用目的ですが、住宅建築を予定しております。

備考欄に記載のとおり、使用借人は申請地を無償で借り受け、個人住宅を建築します。

切土・盛土は行わず、雨水排水は側溝を利用し、汚水及び生活雑排水は既存の下水道に接続します。周辺農地は建築予定地よりも高度にあるため、農地への影響はほとんどないと考えております。

区域区分は、都市計画区域 外となります。立地基準は、第2種農地。

一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左側に（店舗名）がございます。（店舗名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

6月16日午前9時30分より、崎山職務代理、山口委員、事務局2名、私と行政書士とで現地確認を行いました。（使用借人）は（使用貸人）の次男にあたり、（会社名）の農業指導員として活躍しています。建設予定地は国道に面している所で、雨水排水等は何の問題もないと思います。将来は（使用貸人）の後を継いで、農業を頑張ってもらいたいと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

6月16日午前9時30分より現地確認を行いました。建設する住宅は平屋建てであり、周辺の農地にも、影響がないと思いますので問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、進達することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」ですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。

従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。第3号議案の3ページをお開きください。

整理番号 11

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 西海市 (地番) 外2名

権利対象の土地は、

本川内郷 (地番)

地目 畑

面積 2,078 m² 以下5筆。5筆合計 11,381 m²です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和7年8月10日から令和17年8月9日までの10年間です。

新規の契約となります。土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の左上に（施設名）がございます。（施設名）の南東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 6月16日午前10時30分より、崎山職務代理、井上委員、事務局2名、私と（使用借人）とで現地確認しました。これまでも、みかん以外にも柿などを栽培しており、今回10年間借り受けられるとの事ですが、現地はまだ下草等が生えており心配でしたが、すぐに処理するとの事でした。これまでも果樹栽培を行っている所でもありますし、何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。8番 池田 八千代 農業委員

8番 同じく6月16日午前10時30分から現地確認をしました。池田推進委員がお話ししたとおりですが、借地面積も広く防風林も高さがあり、園地も除草作業も大変だと思います。県の事業だと思いますが、ワイヤーメッシュも張り直すという事で、作業が大変だとは思いますが、問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、異議がないことに決定いたします。
退席されていた ○○委員の入室を事務局から伝えてください。

(○○委員 着席後)

○○委員に申し上げます。議題となりました、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につきましては、異議がないことを報告いたします。

これから、報告事項にうつります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご覧ください。1枚目が現況写真、2枚目は計画配置図です。権利の種類は30年間の使用貸借権の設定です。

1. 当事者の氏名・住所。

譲受人は、

(氏名①)、(氏名②) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名③) 長与町高田郷 (地番)

(氏名④) 西海市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。

高田郷 (地番)

面積 399 m²

土地の所在を説明します。2ページをお開きください。

図面下側に(施設名)がございます。(施設名)の北側に位置した、赤色で表示してある場所が届出地になります。

3. 転用計画は、居宅建築です。

4. 申請日 令和7年5月30日

5. 専決処分の日 令和7年6月 2日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年6月25日

長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、当事者は親子の関係ですか。

事務局

(氏名①)と(氏名③)は親子となります。(氏名③)と(氏名④)はご兄弟です。(氏名

①) と (氏名②) はご夫婦です。以上です。

議長 この件について何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (令和7年6月行事報告)

最後に、6月の日程について事務局からお願いします。

議長 7月の日程ですが、総会を29日(火)の午後2時00分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。